

●東日本大震災 復興加速化のための第5次提言(平成27年5月) <抜粋>

I. 原子力事故災害被災地域の再生に向けて～復旧から復興への橋渡し

(2) 避難指示解除等の着実な実施

○ 避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害賠償については、早期に避難指示を解除した場合においても、帰還住民の生活再構築のためには復興支援を通じた両区域全体としての環境整備が必要となる点に配慮し、解除の時期に問わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行うよう、国が適切に指導すること。【6頁】

(3) 原子力事故災害被災者の自立に向けて

① 事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援

○ 特に集中的な自立支援施策の展開を行う2年間^(注)において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開に対する協力をを行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国がしかるべき指導すること。【8頁】

(注)「特に集中的な自立支援施策の展開を行う2年間」の記載について

○ 住民の帰還に向けた事前の準備として、民間事業者や一次産業従事者の事業の再建、働く場所・生計を立てる手段を確保するためのなりわいの再建、帰還後の生活の再構築に向けて、避難指示解除のさらなる進展が見込まれ、住民帰還に向けた環境整備の必要性が強まる平成27年度と28年度の2年間を、特に集中的に自立支援施策の展開を図る期間とし、以下のような取組みを充実すること。これによって、特に被災12市町村のおかれた厳しい事業環境のもとでも、事業やなりわいの再建等の普通の暮らしを可能とし、原子力事故災害により生じている損害の解消を図ること。【7頁】